

# 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) への申込方法について

平成27年4月1日以降の入所対象者は原則要介護3～5の方です。要介護1又は2の方であってもやむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認める場合があります。

## 武蔵野市関連 14 施設一覧

この14施設は、「武蔵野市介護老人福祉施設入所指針」が適用されます。

施設名	住所	電話番号	施設種類
吉祥寺ナーシングホーム	〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町2-9-2	0422-20-0869	多床室・従来型個室
ゆとりえ	〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町4-25-5	0422-72-0311	多床室・従来型個室
武蔵野館	〒180-0014 武蔵野市関前2-16-5	0422-36-7700	多床室・従来型個室
親の家	〒180-0011 武蔵野市八幡町3-4-18	0422-55-0507	多床室・従来型個室
ケアコート武蔵野	〒180-0023 武蔵野市境南町5-10-7	0422-39-0390	ユニット型個室
さくらえん	〒180-0021 武蔵野市桜堤2-8-31	0422-51-5550	ユニット型個室
とらいふ武蔵野	〒180-0014 武蔵野市関前1-2-20	0422-38-5221	ユニット型個室
めぐみ園	〒202-0022 西東京市柳沢4-1-3	042-461-2230	従来型個室
緑寿園	〒202-0023 西東京市新町1-11-25	042-462-1239	多床室
サンメール尚和	〒202-0023 西東京市新町1-11-25	042-467-8888	多床室
まりも園	〒187-0021 小平市上水南町4-7-45	042-321-9395	多床室
こもれびの郷	〒197-0825 あきる野市雨間385-2	042-550-3030	多床室
小松原園	〒193-0802 八王子市犬目町688-2	042-654-8331	多床室・従来型個室
清快園	〒190-0182 西多摩郡日の出町平井3062	042-597-5151	多床室

※ 施設の種類について（設備等は施設ごとに異なります）

多床室・・・2～4人部屋等の個室以外の居室

従来型個室・・・従来型の特別養護老人ホームに設けられている個室

ユニット型個室・・・施設の居室をいくつかのグループに分けて、各グループを1つの生活単位として  
少人数ごとに共用スペースを併設している個室

入所指針に基づく入所申込・入所決定となります。

詳しくは裏面をご覧ください。

※介護認定の更新申請や区分変更を行った場合は、入所申込変更届を施設へご提出してください。

※入所決定は施設で定められた入所基準に基づき、決定されます。決定方法は施設にお問い合わせください。

※武蔵野市外の方が上記の施設に申込みの場合は、入所指針が適用されません。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## ◎必要な書類をご用意の上、施設に直接お申込みください。

- ・介護保険制度では、利用者とサービス事業者の契約が原則ですので、下記の書類をご用意の上、施設に直接お申込みください。
- ・入所申込書兼調査票はコピーでも提出可能です。複数の施設に申込こまれる場合、入所申込書兼調査票に宛先、同意欄以外の必要事項を記入後コピーしていただき、コピーしたものに宛先を記入、同意欄に署名押印し、各施設にお申込みください。

### <申込みに必要な書類>

各書類	在宅の方	病院や施設に入院・入所中の方
入所申込書兼調査票 ※1	○	○
居宅サービス利用票と別表の写し※2 (直近3カ月分)	○	×※3

- ※1 所定の様式に、記入例を参考に必要事項をご記入ください。できるだけ、詳しく記入をお願いします。配点の際、その内容も考慮されます。
- ※2 申込月から直近の3カ月分をご用意ください(例：4/15が申込日→2～4月分を用意)。手元がない場合は、担当のケアマネジャーに依頼しお取り寄せください。
- ※3 施設に入所(入居)中で、居宅サービスを利用している場合には必要になることがあります。申込みされた施設に、ご相談ください。

### <注意>

◎申込書内にある認定情報取得に関わる同意の欄にご記入ください。施設が市に「認定情報一次判定結果の写し」の提供依頼をします。ご自分で取り寄せる必要はありません。

◎上記以外の書類も必要になる場合があります。施設に問い合わせください。

◎申込書の内容に変更があった場合には、すみやかに入所申込変更届を施設に提出してください。居宅サービスの利用率に変更があった場合には、最新の利用票と別表の写しをご提出ください。

◎他の施設に入所が決まったなど、入所申込みを取り下げる場合には、申込みをした施設に連絡し、取下げ届をご提出ください。

## できるだけ、正確に、公平に評価を行うために・・・

各施設では、入所決定の過程において、申込者の方の現状をしっかりと把握した上で、できるかぎり正確・公平に評価を行いたいと考えています。しかし、身体の状態が悪くなった、要介護度が変わったなど、状況が変わったことを施設に連絡しないと、正確に評価されず、選考に漏れるということもあります。

また、医療行為を必要とされる方は、受入れの可否を入所希望の施設にお問い合わせください。